

北海道研究林の森林整備加速化事業実施について

北白川試験地 佐藤修一

北海道研究林では平成 22 年度林野庁の「緑の産業再生プロジェクト」（森林整備加速化・林業再生事業）補助事業のカラマツ間伐を実施した。これは、国の出資金事業（計画は平成 21 年～平成 23 年）を北海道（各総合振興局及び振興局）が補助事業の主体となり、京都議定書の目標とする森林吸収量の達成に向け北海道全体で 2 万 ha を整備するという計画である。平成 16 年 4 月に国立大学法人として発足した当初、国立大学は国のお金が入っているので補助金の 2 重交付になるのではないかと、補助金事業の全体の交付金額は変わらないので法人化により民間となっても申請は控えてほしいと北海道から言われていた。しかし、平成 21 年 10 月に標茶で行われた北海道業務担当者会議の各参加校は北海道より森林整備加速化事業への参加の打診を受け、九州大は補助を申請予定、東京大、北海道大は申請しないと回答していた。北海道研究林では遅れて翌月 11 月に標茶町より打診をうけて事業を実施することを決定し、大学の各部署と折衝に入った。

表一 1（面積、材積の詳細）

京都大学面積(ha)	北海道 GIS 面積(ha)	立木材積(m ³)	素材材積 (m ³)
8 う 4.44	4.45	333.574	
9 と 1 4.96	4.49	206.010	3.65m(長級)
と 2 0.73	0.97	27.546	143.888
9 む 2.76	3.19	136.372	
9 よ 1.54	1.56	89.757	
9 た 1 0.57	0.55	40.782	2.40m(長級)
た 2 1.03	1.05	66.344	243.525
た 3 0.96	0.93	46.374	
合 計 16.99	17.19	946.759	387.413

実施協定書を締結するためのいくつかの問題整理から始めた。伐採木の採材・売払い時の素材の帰属、経費が補助金額（ha あたり 25 万円の補助金の為の比較として京都大学面積と北海道 GIS 面積の比較を掲載した。）を超過した時の取り扱い、伐採地は 10 年間全ての施業を行うことができないが、それに違約した時の賠償金等の問題について協議を行い、解決することができた。次に問題となったのは、カラマツ間伐の事業主体をどこにするかであった。事業主体になると北海道への事業の申請、竣工検査や全ての提出書類の作成に関わらねばならないため研究林が事業主体となることは時間的に人員的に無理と判断し、標茶町森林組合に事業主体を委任することにした。事業主体となった森林組合から林業会社に伐採事業を発注する形とした。カラマツのはい積み素材は、全てのカラマツの間伐事業終了後、森林所有者である（京都大学）に引き渡されその後売却された。平成 22 年度は 8 林班～9 林班 16.99ha（北海道 GIS 面積 17.19ha）8 造林地、立木材積で 946.759 m³を伐採し、長級 3.65m を 143.888 m³、および長級 2.40m の素材を 243.525 m³生産し（素材材積合計：387.413 m³）金額にして 2,866,150 円で売却できた。売上げ金をもとに、学生実習用宿舎（外壁修理、窓枠サッシの取替）の改修を実施

した。このように、外部資金の補助金を利用して研究林の整備を実施することができた。森林整備加速化事業のような補助金制度を今後も利用できればと考えている。

